

基準の表
 水質基準に関する省令
 (平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)

最終改正:令和八年四月一日

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。
九	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
十	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
十一	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
十二	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
十三	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、10mg/l以下であること。
十四	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
十五	一・四―ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
十六	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
十七	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
十九	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
二十	ペルフルオロ(オクタン―一―スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロ(オクタン酸)(別名PFOA)	0.0005mg/l以下であること。
二十一	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
二十二	塩素酸	0.06mg/l以下であること。
二十三	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
二十四	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
二十五	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
二十六	ジブロモクロロメタン	0.01mg/l以下であること。
二十七	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
二十八	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.01mg/l以下であること。
二十九	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
三十	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
三十一	プロモホルム	0.09mg/l以下であること。
三十二	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
三十三	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
三十四	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
三十五	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
三十六	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
三十七	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
三十八	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
三十九	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
四十	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。
四十一	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
四十二	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
四十三	(四S・四aS・八aR)―オクタヒドロ―四・八a―ジメチルナフタレン―四a(2H)―オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下であること。
四十四	一・二・七・七―テトラメチルピシクロ[二・二・一]ヘプタン―二オール(別名二―メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること。
四十五	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
四十六	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
四十七	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
四十八	pH値	5.8以上8.6以下であること。
四十九	味	異常でないこと。
五十	臭気	異常でないこと。
五十一	色度	5度以下であること。
五十二	濁度	2度以下であること。